

お引っ越しの際は 手続きをお忘れなく

春は転勤や進学などで引っ越しが多くなる季節です。住所が変わると下記のような手続きが必要になります。
※下表の赤字は届け出の際に必要なものです。ご不明な点は電話で確認の上、ご来庁ください。 清田区役所 ☎ 889-2400

ごみは排出ルールを守り、正しく出しましょう

| | | 転出(清田区から市外へ) | 転入(市外から清田区へ) | 札幌市内・清田区内での異動 | 詳細 |
|--------------------|-------------------------------|---|--|--|--------------------------|
| 住民票・印鑑登録・転校など | 住所の変更 (住民票の異動) | 転出先の住所を確認の上、転出届。 *転出前、または転出後14日以内に届け出 届け出人の氏名が確認できるもの (健康保険証、免許証など) →転出証明書を発行しますので新住所地で転入の届け出を。 | 住民異動届(転入届)。 *転入後14日以内に届け出 前住所地で発行した転出証明書・ 届け出人の氏名が確認できるもの (健康保険証、免許証など) | 新住所地の区役所で住民異動届 (区間異動・転居届)。 *転居後14日以内に届け出 届け出人の氏名が確認できるもの (健康保険証、免許証など) | 戸籍住民票 1階23番 ~27番窓口 |
| | 印鑑登録 | 転出前に印鑑登録証の返還(登録は転出届により自動的に廃止)。 印鑑登録証 | 新たに登録の手続き。 登録印鑑・本人を確認できる書類 (事前にお問い合わせください。) | 住民異動届により自動的に住所が変更されます。 | |
| | 転校(小・中学校) | 今までの学校から在学証明書と教科書給付証明書をもらい、転出先で手続き。 | 前の学校で発行した 在学証明書 →入校票を発行しますので、在学証明書とともに新しい学校で手続き。 | | |
| 国民健康保険・介護保険・国民年金 | 国民健康保険 | 転出前に脱退の手続き、保険証の返還。 印鑑・国民健康保険証・納付通知書 | 新たに加入の手続き。 *転入後14日以内に届け出 保険料の口座振替をする方は印鑑 (通帳使用印)・預金通帳 | 新住所地の区役所で住所変更の手続き。 *転入後14日以内に届け出 印鑑・国民健康保険証・納付通知書 | 保険年金課 1階2番窓口 |
| | 介護保険 | 保険証の返還。要介護認定(申請中も含む)の方は、受給資格証明書の交付の手続き。 印鑑・介護保険証・納付通知書 | 要介護認定を受けていた方は、加入の手続き。 *転入後14日以内に届け出 印鑑・受給資格証明書 | 新住所地の区役所で住所変更の手続き。 *転入後14日以内に届け出 印鑑・介護保険証・納付通知書 | |
| | 国民年金 | 加入者 新住所地で住所変更の手続き。 受給者 住所・支払機関変更届(はがき)を転出先の社会保険事務所へ郵送。 | 住所異動届により自動的に住所が変更されます。 住所・支払機関変更届(はがき)を、新さっぽろ社会保険事務所(〒004-8558 厚別区厚別中央2条6丁目4-30 ☎892-9310)へ郵送してください(厚生年金受給者も同様です)。変更届(はがき)は区役所年金係にも置いてあります。 | | 保険年金課 1階1番窓口 |
| 児童手当・敬老手帳・医療費の助成など | 児童手当 | 転出前に消滅の手続き。 印鑑 | 新たに認定の手続き。 印鑑・手当の振込み先口座が分かるもの、平成14年1月1日現在居住の市町村で発行した所得証明 | 住民異動届により自動的に住所が変更されます。 | 保健福祉サービス課 1階9番窓口 |
| | 児童扶養手当 特別児童扶養手当 | 住所変更の手続き。 印鑑・手当証書 | 住所変更の手続き。 印鑑・手当証書 | 新住所地の区役所で住所変更の手続き。 印鑑・手当証書 | |
| | 各種医療費の助成 (乳幼児・老人・重度障害・母子) | 転出前に受給者証の返還。 受給者証 | 新たに申請手続き。印鑑・健康保険証・重度障害の方は身体障害者手帳(平成14年1月1日現在居住の市町村で発行した所得証明が必要な場合があります。) | 新住所地の区役所で住所変更の手続き。 受給者証 | 保健福祉サービス課 1階8番窓口 |
| | 身体障害者手帳 療育手帳 | 福祉バス・福祉タクシーチケット・自動車燃料助成券(4月以降に転出する方)の返還(6番窓口)。 バス・チケット・助成券 | 住所変更の手続き。 手帳・療育手帳の場合は本人の顔写真 | 新住所地の区役所で住所変更の手続き。 手帳 | 保健福祉サービス課 1階5番窓口 |
| | 特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当 | 転出の手続き。 印鑑 | 住所変更の手続き。 印鑑・世帯全員の住民票・身体障害者手帳・療育手帳 | 新住所地の区役所で住所変更の手続き。 印鑑・世帯全員の住民票・身体障害者手帳・療育手帳 | |
| | 敬老手帳 (65歳以上の方) | 敬老手帳の返還。 敬老手帳 | 新たに申請手続き。健康保険証など生年月日を確認できるもの | ご自分で新住所を記入してください。 | 保健福祉サービス課 1階6番窓口 |
| | 敬老パス (70歳以上の方) | 敬老パスの返還。 敬老パス | 住民異動届提出後に案内通知を送付します。 | そのままご利用ください。 | |
| 市税 | 軽自動車税 (125cc以下) 小型特殊自動車 | 廃車の手続き。 印鑑・運転免許証・ナンバープレート・標識交付証明書 | 新たに登録手続き。 印鑑・廃車証明書・運転免許証・販売証明書 | 住民異動届により自動的に住所が変更されますが、標識交付証明書の住所変更をしてください。 | 課税課 2階 |
| | 軽自動車税 (125cc超250cc以下) | 転出先の軽自動車協会で行う手続き。 | 札幌地区軽自動車協会(北区新川5条20丁目1-20 ☎768-3955)で行う手続き。 | | |
| | 小型二輪車税 (250cc超) | 転出先の陸運支局で行う手続き。 | 札幌運輸支局(東区北28条東1丁目 ☎731-7169)で行う手続き。 *時間外のお問い合わせは ☎721-5489(テレホンサービス)へどうぞ。 | | |
| | 固定資産税 | 土地、建物などの所在地の市町村へ住所変更の連絡をしてください(電話かはがきでも結構です)。 | | | |